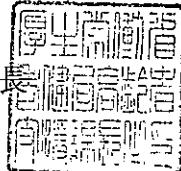


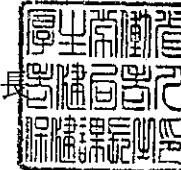
老高発 0930 第1号
老老発 0930 第1号
平成22年9月30日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課



老人保健課



「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について

今般、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第三十九号）、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第四十号）、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第四十一号）及び「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部が平成22年9月30日に改正されることに伴い、関係通知の一部を別添のとおり改正することとしたので、御了知の上、管下市町村及び関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

(別添)

- 1 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成十二年三月八日老企第四十号）」の一部改正

別紙1のとおり改正する。

- 2 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成十二年三月十七日老企第43号）の一部改正

別紙2のとおり改正する。

- 3 「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成十二年三月十七日老企第44号）の一部改正

別紙3のとおり改正する。

- 4 「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成十二年三月十七日老企第45号）の一部改正

別紙4のとおり改正する。

- 5 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成十八年三月三十一日老計発0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）の一部改正

別紙5のとおり改正する。

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年三月八日老企第四十号）
抄 (別紙1)
○ (傍線部分は改正部分)

イ(3)(ii)を満たすものを除く。)の利用者に対して行われるものであること。
6 介護保健施設サービス費を算定するための基準について
(5) ① 介護保健施設サービス費は、施設基準第4十六号に規定する基準に従い、以下通り、算定するること。
ハ 介護保健施設サービス費を算定する介トに属するユニットに規定するユニット(第二項第一号イ(3)(ii))の入居者に対して行われるものであること。

- 6 介護保健施設サービス費を算定するための基準について
(5) ① 介護保健施設サービス費は、施設基準第4十六号に規定する基準に従い、以下通り、算定するること。
ハ 介護保健施設サービス費を算定する介トに属するユニット(第二項第一号イ(3)(ii))の入居者に対して行われるものであること。
人保健施設基準第41号附則第41条第1項の規定により読み替えて適用する場合を除く。(「ユニット型個室」という。)
6 介護保健施設サービス費を算定するための基準について
(5) ① 介護保健施設サービス費は、算定する基準に従い、以下通り、算定するること。
ハ 介護保健施設サービス費を算定する介トに属するユニット(第二項第一号イ(3)(ii))の入居者に対して行われるものであること。
人保健施設基準第41号附則第41条第1項の規定により読み替えて適用する場合を除く。(「ユニット型個室」という。)
6 介護保健施設サービス費を算定するための基準について
(5) ① 介護保健施設サービス費は、算定する基準に従い、以下通り、算定するること。
ハ 介護保健施設サービス費を算定する介トに属するユニット(第二項第一号イ(3)(ii))の入居者に対して行われるものであること。
人保健施設基準第41号附則第41条第1項の規定により読み替えて適用する場合を除く。(「ユニット型個室」という。)
6 介護保健施設サービス費を算定するための基準について
(5) ① 介護保健施設サービス費は、算定する基準に従い、以下通り、算定するること。
ハ 介護保健施設サービス費を算定する介トに属するユニット(第二項第一号イ(3)(ii))の入居者に対して行われるものであること。
人保健施設基準第41号附則第41条第1項の規定により読み替えて適用する場合を除く。(「ユニット型個室」という。)

6 介護保健施設サービス費を算定するための基準について
(5) ① 介護保健施設サービス費は、算定する基準に従い、以下通り、算定するること。
ハ 介護保健施設サービス費を算定する介トに属するユニット(第二項第一号イ(3)(ii))の入居者に対して行われるものであること。
人保健施設基準第41号附則第41条第1項の規定により読み替えて適用する場合を除く。(「ユニット型個室」という。)

7 介護施設サービス費を算定するための施設基準について
(9) ① 介護施設サービス費を算定するための施設基準に従い、以下通り、算定する。
ハ 介護施設サービス費を算定するための施設基準に従い、以下通り、算定する。
人保健施設基準第41号附則第41条第1項の規定により読み替えて適用する場合を除く。(「ユニット型個室」という。)

7 介護施設サービス費を算定するための施設基準について
(9) ① 介護施設サービス費を算定するための施設基準に従い、以下通り、算定する。
ハ 介護施設サービス費を算定するための施設基準に従い、以下通り、算定する。
人保健施設基準第41号附則第41条第1項の規定により読み替えて適用する場合を除く。(「ユニット型個室」という。)

<p>同士の視線の遮断の確保を前提とした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えないこと。</p> <p>② 診療所型介護療養施設サービス費又はユニット型診療所型介護療養施設基準第十二号(チ及びブリ)、 施設基準第十二号(チ及びブリ)</p> <p>(c) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。</p> <p>(i) <u>一〇・六五平方メートル以上</u>とすれば、二・三平方メートル以上とすること。</p> <p>(ii) ユニットに属さない病室を改修したものについては、<u>一〇・六五平方メートル以上</u>とすること。</p> <p>b ユニット型の場合</p> <p>(c) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。</p> <p>(i) <u>一三・二平方メートル以上</u>を満たすことは、<u>一・三平方メートル以上</u>を標準とすること。 ただし書の場合にあっては、<u>一・三平方メートル以上</u>を標準とすること。</p> <p>(ii) ユニットに属さない病室を改修したものは、<u>一・三平方メートル以上</u>を標準とすること。 ただし書の場合にあっては、<u>一・三平方メートル以上</u>を標準とすること。</p> <p>b ユニット型の場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>イ 療養病室が、次の基準を満たすこと。</p> <p>イ 療養病室が、次の基準を満たすこと。</p> <p>イ 療養病室が、次の基準を満たすこと。</p>

○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について

平成十二年三月十七日老企第四十三号 (抄) (別紙2)
(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>第五 ユニット型指定介護老人福祉施設 (基準省令第四十条)</p> <p>3 設備に関する要件 (第一号イ)</p> <p>(4) 居室の床面積</p> <p>(5) ユニット型指定介護老人福祉施設では、居宅に近い居住環境を確保するため、入居しておられる生活に長い年月で慣れ親れた箇箇など、居室は次のいずれかに分類される。</p> <p>ユニットで、居室に近い居住環境を確保するため、入居しておられる生活に長い年月で慣れ親れた箇箇など、居室は次のいずれかに分類される。</p> <p>ユニット型個室は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u> (居室内外に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内外に洗面設備が設けられているときはその面積を除く。) とすること。</p>	<p>第五 ユニット型指定介護老人福祉施設 (基準省令第四十条)</p> <p>3 設備に關する要件 (第一号イ)</p> <p>(4) 居室の床面積</p> <p>(5) ユニット型指定介護老人福祉施設では、居宅に近い居住環境を確保するため、入居しておられる生活に長い年月で慣れ親れた箇箇など、居室は次のいずれかに分類される。</p> <p>ユニットで、居室に近い居住環境を確保するため、入居しておられる生活に長い年月で慣れ親れた箇箇など、居室は次のいずれかに分類される。</p> <p>ユニット型個室は、<u>一三・二平方メートル以上</u> (居室内外に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、) を標準とすること。</p> <p>ユニット型個室は、<u>一三・二平方メートル以上</u> (居室内外に洗面設備が設けられているときはその面積を除く。) を標準とすること。</p> <p>ここで「標準とする」とは、<u>一三・二平方メートル以上</u>とすることが原則であるが、平成十五年四月一日に現に存する指定介護老人福祉施設が、その建物を同日以降平成十七年九月三十日までに改修してユニットを造り、現にある建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によつて当該面積を確保することが困難であると認められたときは、前期の趣旨を損なわない範囲で、<u>一二・三平方メートル未満</u>であつても差し支えないという趣旨である。</p> <p>なお、平成十五年四月一日に現に存する指定介護老人福祉施設が同日ににおいて現に有しているユニット (同日以降に改築されたものを除く。) にあつては、<u>一〇・六五平方メートル以上</u>であれば足りるものとする。</p> <p>また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは<u>二一・三平方メートル以上</u>とする。</p> <p>ユニット型個室</p> <p>ユニットに属さない居室を改修してユニットを造成する場合であり、床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u> (居室内外に洗面設備が設けられた場合はその面積を除く。) と遮断され、入居することができる。</p>
<p>第五 ユニット型指定介護老人福祉施設 (基準省令第四十条)</p> <p>3 設備に關する要件 (第一号イ)</p> <p>(4) 居室の床面積</p> <p>(5) ユニット型指定介護老人福祉施設では、居宅に近い居住環境を確保するため、入居しておられる生活に長い年月で慣れ親れた箇箇など、居室は次のいずれかに分類される。</p> <p>ユニットで、居室に近い居住環境を確保するため、入居しておられる生活に長い年月で慣れ親れた箇箇など、居室は次のいずれかに分類される。</p> <p>ユニット型個室は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u> (居室内外に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、) を標準とすること。</p>	<p>第五 ユニット型指定介護老人福祉施設 (基準省令第四十条)</p> <p>3 設備に關する要件 (第一号イ)</p> <p>(4) 居室の床面積</p> <p>(5) ユニット型指定介護老人福祉施設では、居宅に近い居住環境を確保するため、入居しておられる生活に長い年月で慣れ親れた箇箇など、居室は次のいずれかに分類される。</p> <p>ユニットで、居室に近い居住環境を確保するため、入居しておられる生活に長い年月で慣れ親れた箇箇など、居室は次のいずれかに分類される。</p> <p>ユニット型個室は、<u>一三・二平方メートル以上</u> (居室内外に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、) を標準とすること。</p> <p>ユニット型個室は、<u>一三・二平方メートル以上</u> (居室内外に洗面設備が設けられているときはその面積を除く。) を標準とすること。</p> <p>ここで「標準とする」とは、<u>一三・二平方メートル以上</u>とすることが原則であるが、平成十五年四月一日に現に存する指定介護老人福祉施設が、その建物を同日以降平成十七年九月三十日までに改修してユニットを造り、現にある建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によつて当該面積を確保することが困難であると認められたときは、前期の趣旨を損なわない範囲で、<u>一二・三平方メートル未満</u>であつても差し支えないという趣旨である。</p> <p>なお、平成十五年四月一日に現に存する指定介護老人福祉施設が同日ににおいて現に有しているユニット (同日以降に改築されたものを除く。) にあつては、<u>一〇・六五平方メートル以上</u>であれば足りるものとする。</p> <p>また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは<u>二一・三平方メートル以上</u>とする。</p> <p>ユニット型個室</p> <p>ユニットに属さない居室を改修してユニットを造成する場合であり、床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u> (居室内外に洗面設備が設けられた場合はその面積を除く。) と遮断され、入居することができる。</p>

壁について、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであつて、プライバシーの確保のために適切な素材である。ある部屋ではあるたから、多床室を仕切つて窓がない居室を設けたとしても準個室として認められない。また、居室への入口が、複数の居室で共同で仕切られているに過ぎないと、カーテンなどは認められないと認めらる場合に二人以上とすると、十分なプライバシーを確保するには二一・三平方メートル以上のサーサーである。

なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造型する場合に、居室が個室に分類される。

壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でない素材である部屋である。あるたまごとから、多床室を仕切つて窓のない居室を設けたとしても、居室への入口が、複数の居室で共同であつたり、カーテンなどで仕切らされているといふことは認められないものである。

居室ごとに個室としている場合には、一定程度以上の大きさの窓が必要としたときには、居室へサービス提供上必要と認められる場合に二人以上を標準とする旨が原則であるが、平成十五年四月一日に現に存する指定期間内に改修してユニットを造る場合に、現にある建物の構造や敷地上の制約など特別の事情により、上記の趣旨を損なわない範囲で、二・三平方メートル未満であつても差し支えないといふ趣旨である。

なお、ユニットに属さない居室を改修していれば、ユニットを造成する場合に、分譲個室がいる。

○ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成十二年三月十七日老企第四十四号）（抄）（傍線部分は改正部分）
 (別紙3)

改 正 後	現 行
<p>第五 ユニット型介護老人保健施設 3 設備の基準 (基準省令第四十一条)</p> <p>(2) ④ 療養室 (第一号イ)</p> <p>二 療養室の面積等 ユニット型介護老人保健施設では、居宅に近い居住環境の下で、居居者は長年使い慣れた箪笥などの家具を持ち込むことを想定しており、療養室は次のいずれかに分類される。</p> <p>a ユニット型個室</p> <p>一の療養室の床面積は、一〇・六五平方メートル以上（療養室内に洗面所が設けられた場合はその面積を除く。）、療養室内に便所が設けられた場合はその面積を保管することとする。ユニット型個室の床面積は、一〇・六五平方メートル以上（療養室内に洗面所が設けられた場合はその面積を除く。）、療養室内に便所が設けられた場合はその面積を保管することとする。設備は、必要に応じて備えれば足りる。</p> <p>b ユニット型準個室</p> <p>ユニット型準個室に属さない療養室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、一〇・六五平方メートル以上（療養室内に洗面所が設けられた場合はその面積を除く。）であつては、一〇・六五平方メートル未満であつても差し支えないとする。</p> <p>また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上とする。</p> <p>b ユニット型準個室</p> <p>ユニット型準個室に属さない療養室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、一〇・六五平方メートル以上（療養室内に洗面所が設けられた場合はその面積を除く。）であつては、一〇・六五平方メートル未満であれば足りるものとする。</p>	<p>第五 ユニット型介護老人保健施設 3 設備の基準 (基準省令第四十一条)</p> <p>(2) ④ 療養室 (第一号イ)</p> <p>二 療養室の面積等 ユニット型介護老人保健施設では、居宅に近い居住環境の下で、居居者は長年使い慣れた箪笥などの家具を持ち込むことを想定しており、療養室は次のいずれかに分類される。</p> <p>a ユニット型個室</p> <p>この「標準とする」とは、一三・二平方メートル以上とすることが原則であるが、平成十七年十月一日に、現に存する介護老人保健施設（建築中のものを含む。）が同日ににおいて現に有しているユニット（同日以降に改築されたものを除く。）においては、建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によつて当該面積を確保することが困難であると認められたときは、前記の趣旨を損なわない範囲で一三・二平方メートル未満であつても差し支えないとする趣旨である。</p> <p>なお、平成十七年十月一日に現に存する介護老人保健施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有しているユニット（同日以降に改築されたものを除く。）においては、一〇・六五平方メートル以上とする。</p> <p>また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上とする。</p> <p>b ユニット型準個室</p> <p>ユニット型準個室に属さない療養室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、一〇・六五平方メートル以上（療養室内に洗面所が設けられた場合はその面積を除く。）であつては、一〇・六五平方メートル未満であれば足りるものとする。</p>

室内に洗面所が設けられ、室内に便所が設けられ、室内に養育室があること。この場合に、入居者のプライバシーが十分に確保され、天井と壁との間に一定の隙間が生じて、天井と壁との間に差支えなく遮線が見えない。

壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは、は認めらるために適切な素材である。プライバシーの確保のためにには、一定程度以上の大きさの窓が必要である。

壁にあたるためには、一定程度切って窓のない療養室を設置で必要である。

また、カーテンなどでも準個室としているが、複数の療養室で共同であつた場合に、十分ではないといえます。

なお、建築中のものとしましては、一〇・六五平方メートル以上を標準とするときは二・三平方メートル以上を標準とする（「指定居宅サービス等の事業者へのサービス提供上必要と認めた場合に二人部屋と二部屋とを有するものとします）」）が同様に改築又は増築（建築中のものを含む。）にあつては、一〇・六五平方メートル以上を標準とする（「指定居宅サービス等の事業者へのサービス提供上必要と認めた場合に二人部屋と二部屋とを有するものとします）」）が同日に行われたものと有効期間を除く。

設（建築中のものとしましては、一〇・六五平方メートル以上を標準とするときは二・三平方メートル以上を標準とする（「指定居宅サービス等の事業者へのサービス提供上必要と認めた場合に二人部屋と二部屋とを有するものとします）」）が同日に行われたものと有効期間を除く。）にあれば足りるものとします）」）が同日に行われたものと有効期間を除く。

ここで「標準とする」とは、一〇・六五平方メートル以上(入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に三平方メートル以上)とするべく、現に存する介護老人保健施設(建築中のものを含む。)が同日に改築された現に有しているユニット(同日以降に増築又は改築されたものを除く。)にあつては、壁物の構造や敷地上の制約など特別の事情によつて当該面積を確保することが困難であると認められたときには、前記の趣旨を損なわない範囲で、一〇・六五平方メートル未満(入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二平方メートル未満)であつても差し支えないとする趣旨である。

入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人

部屋とするときは二一・三平方メートル以上を標準としていることについては、二一・三平方メートル以上とすることが原則であるが、平成十七年十月一日に現に存する介護老人保健施設が、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合に、現にある建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によつて当該面積を確保することが困難であると認められるときは、前記の趣旨を損なわない範囲で、二一・三平方メートル未満であつても差し支えないという趣旨である。

なお、ユニットに属さない療養室を改修していれば、ユニット型個室に分類される。

なお、ユニットに属さない療養室を改修していれば、ユニット型個室に分類される。

改 正 後	現 行
第五 3 機器の基準 (第一号イ) (4) 病室の面積等 (5) 病室に設けられた器具の面積等	第五 3 ユニット型介護療養型医療施設 (第一号イ) (4) 病室の面積等 (5) 病室に設けられた器具の面積等
ユニット型介護療養型医療施設では、居宅に近い居住環境の下で、入居患者は長年使い慣れた箪笥などとの家具を持ち込むことを想定しております。	ユニット型介護療養型医療施設では、居宅に近い居住環境の下で、入院患者は長年使い慣れた箪笥などとの家具を持ち込むことを想定しております。
ユニット型個室の床面積は、一〇・六五平方メートル以上 (病室内に洗面所が設けられているときは、その面積も含み、病室内外に便所が設けられているときはその面積を除く。) とするとともに、身の回りの品をできるだけ保管することができる。	ユニット型個室の床面積は、一〇・六五平方メートル以上 (病室内に洗面所が設けられているときは、その面積を除く。) とするとともに、身の回りの品をできるだけ保管することができる。
また、入院患者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするとときは二一・三平方メートル以上とする。	また、入院患者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするとときは二一・三平方メートル以上とする。

この場合にあつては、入院患者同士の視線が遮断され、入院患者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じなければならない。壁については、家具等のものは認められはず、可動式のものでないものであつて、壁を区内を分区し、プライバシーの確保のために適切な素材であることを必要とする場合には、一字字程壁以上の大窓が必要である。

病室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であり、多床室を仕切つて窓のない病室を設けたとし、また、病室への入り口が複数の病室で共同であつたり、十分なプライバシーが確保されないと、準個室としている。平成十七年十月を含む。（同日以降に増築又は改築されたものを標準とする）が同日に存する指定介護療養型医療施設（建築中のものと認める）において現に有してゐる病室（建築中のものと認める）が原則である。これによれば、（「指定居宅サービス等の事業者による」とは、「基準等の一部を改正する省令第百三十九号」附則第七条）とされ、（「標準とする」とは、「一〇・六五・平方メートル以上（入院患者へのサービス提供上必要と認められる場合に二部屋とする場合を除く。）」）にあつては、（「標準とする」とは、「一〇・六五・平方メートル以上（入院患者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とする場合を除く。）」）とされるべきである。この規定は、（「標準とする」とは、「一〇・六五・平方メートル以上（入院患者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とする場合を除く。）」）とされるべきである。

この場合にあつては、入院患者同士の視線が遮断され、入院患者のプライバシーが十分に確保されていいれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差支えない。

入院患者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二・三平方メートル以上を標準としていることについては、二・三平方メートル以上とすることが原則であるが、平成十七年十一月一日に現に存する指定介護療養原創型医療施設が、その建物を同日以降に改修してユニットを

なお、ユニットに属さない病室を改修してユニットを造る場合に、病室がイの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。

事情によつて当該面積を確保することが困難であると認められるときは、前記の趣旨を損なわない範囲で、二・三平方メートル未満であつても差し支えがないという趣旨である。なお、ユニットに属さない病室を改修してユニットを造る場合に、病室がイの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。

改 正 後	新 旧
<p>第六 地域密着型サービス 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 (2) 設備に関する要件 (基準第百六十条)</p> <p>④ 居室(第一号イ)</p> <p>二 居室の床面積等</p> <p>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い慣れた生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた箪笥などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のように分類される。</p> <p>(イ) ユニット型個室 床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u>（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられる場合はその面積を除く。）とすること。 また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二部屋とするときは<u>二・三平方メートル以上</u>とすること。</p> <p>(ロ) ユニット型準個室 ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u>（居室内に洗面設備が設けられた場合はその面積を除く。）とすること。この場合にあつては、入居者のプライバシーが十分に確保されといれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていって差し支えない。</p>	<p>第三 地域密着型サービス 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 5 ユニット型指定地城密着型介護老人福祉施設 (2) 設備に関する要件 (基準第百六十条)</p> <p>④ 居室(第一号イ)</p> <p>二 居室の床面積等</p> <p>ユニット型指定地城密着型介護老人福祉施設では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い慣れた生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた箪笥などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のように分類される。</p> <p>(イ) ユニット型個室 床面積は、<u>一三・二平方メートル以上</u>（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられること）を標準とすること。</p> <p>(ロ) ユニット型準個室 ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u>（居室内に洗面設備が設けられた場合はその面積を除く。）とすること。この場合にあつては、入居者のプライバシーが十分に確保されといれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていって差し支えない。</p>
<p>第六 地域密着型サービス 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 5 ユニット型指定地城密着型介護老人福祉施設 (2) 設備に関する要件 (基準第百六十条)</p> <p>④ 居室(第一号イ)</p> <p>二 居室の床面積等</p> <p>ユニット型指定地城密着型介護老人福祉施設では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い慣れた生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた箪笥などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のように分類される。</p> <p>(イ) ユニット型個室 床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u>（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられる場合はその面積を除く。）とすること。 また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二部屋とするときは<u>二・三平方メートル以上</u>とすること。</p> <p>(ロ) ユニット型準個室 ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u>（居室内に洗面設備が設けられた場合はその面積を除く。）とすること。この場合にあつては、入居者のプライバシーが十分に確保されといれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていって差し支えない。</p>	<p>第三 地域密着型サービス 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 5 ユニット型指定地城密着型介護老人福祉施設 (2) 設備に関する要件 (基準第百六十条)</p> <p>④ 居室(第一号イ)</p> <p>二 居室の床面積等</p> <p>ユニット型指定地城密着型介護老人福祉施設では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い慣れた生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた箪笥などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のように分類される。</p> <p>(イ) ユニット型個室 床面積は、<u>一三・二平方メートル以上</u>（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられること）を標準とすること。</p> <p>(ロ) ユニット型準個室 ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u>（居室内に洗面設備が設けられた場合はその面積を除く。）とすること。この場合にあつては、入居者のプライバシーが十分に確保されといれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていって差し支えない。</p>

また、居室への入口が、複数の居室で共同であつたり
力には、十分なプライバシーが確保されているとはいえない場合
、準個室とは認められないものである。
入居者へのサービス提供上必要とする部屋
とときは二・三平方メートル以上とすること。

なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを
造る場合に、居室が(イ)の要件を満たしていれば、ユニ
ット型個室に分類される。

また、居室への入口が、複数の居室で共同であつたり
力には、十分なプライバシーが確保されているといふ場合
には、十分なプライバシーが確保されないとはいえず
、準個室とは認められないものである。

なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを
造る場合に、居室が(イ)の要件を満たしていれば、ユニ
ット型個室に分類される。